

# 大阪府における感染状況を踏まえた診療・検査の対応

(令和4年1月28日付け、感企第4343号 大阪府健康医療部保健医療室長通知)

	濃厚接触の可能性がある方	濃厚接触の可能性がない方
無症状	<p>医療機関では、<b>有症状者や無料検査事業で陽性となった方を優先して診療してください</b>(大阪府の方針)</p> <p><b>検査は実施しない</b> ※7日間自主的に自宅待機(8日目解除) 10日間毎日の検温等自主的な健康観察 (大阪府の方針)</p>	<p>※無料検査事業の対象です (まん延防止等重点措置期間が終了する2/20まで)</p> <p><b>無料検査事業で陽性であった方</b> →PCR・抗原定量の場合：そのまま診断 抗原定性の場合：再度PCR等実施</p>
有症状	<p>○同居家族など →<b>医師の判断により臨床症状のみで診断</b> <b>疑似症として発生届を提出</b>(医療費は公費負担)</p> <p>○上記以外の方 →<b>医師の判断により検査で診断</b> ※いずれも診断後の治療費は公費</p>	<p><b>従来どおり、検査・診療実施</b></p>

**有症状者が、抗原定性キット等で自ら検査し陽性となり受診された場合**  
→**医師の判断で再度の検査を行うことなく、受診者が提示する検査結果を用いて確定診断が可能**  
[受診者が提示する検査結果の例]スマホ等で撮影した抗原定性検査キットの画像、無料検査事業等の検査結果通知等